

転入された方へ

その1

<p>マイナンバーカード 住民基本台帳カード</p>	<p>継続利用の届出が必要です。該当のカードを持って手続きしてください。継続利用を行うためには①藤沢市に住み始めた日の翌日から数えて14日以内に転入届を出していること②転入届出日から90日以内に手続きをすること等が要件となります。また、手続きの際に暗証番号を入力していただく必要があります。 代理人が届出をする場合は市民窓口センターにお問い合わせください。</p>	<p>本庁舎1階 市民窓口センター または 各市民センター</p>
<p>国民年金</p>	<p>国民年金加入者：海外からの転入の場合は、加入又は在外任意からの切替の手続きをしてください。 年金受給者：原則住所変更の届出は不要です。共済年金受給者は、各共済組合にお問い合わせください。</p>	<p>本庁舎1階 保険年金課 または 藤沢年金事務所</p>
<p>国民健康保険</p>	<p>被保険者証は後日、簡易書留でお送りします。 受け取るまでの間に通院するため被保険者証を使いたい方には、国民健康保険の受給資格証明書をお渡ししますので、転入届出時にお申し出ください。 保険料につきましてはお手続きの翌月に通知書をお送りします。 なお、前住所地に所得状況の照会後、保険料に変更がある場合は改めて通知書をお送りします。詳しくは保険年金課にお問い合わせください。</p>	<p>本庁舎1階 保険年金課 または 各市民センター</p>
<p>後期高齢者医療 被保険者証</p>	<p>被保険者証の住所変更の届出が必要です。被保険者証は後日、簡易書留でお送りします。県外からの転入の場合は、前住所地で発行された負担区分等証明書を持って手続きしてください。</p>	
<p>介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証</p>	<p>被保険者証は後日お送りします。 前住所地で要介護認定を受けていた方は、転入日から14日以内に認定引継ぎの手続きが必要です。 総合事業のサービスを利用する場合は、藤沢市で新たに基本チェックリストを受ける必要があります。 要介護認定者及び事業対象者には、所得状況を確認後、負担割合証をお送りします。 負担限度額認定証が必要な方は、同月中に新たに申請が必要です。 保険料につきましては、お手続きの翌月に通知書をお送りします。 ※手続きの詳細は介護保険課にお問い合わせください。</p>	<p>本庁舎2階 介護保険課 または 本庁舎1階 市民窓口センター または 各市民センター</p> <p>※基本チェックリストについては、本庁舎2階介護保険課または地域包括ケアシステム推進室</p>
<p>特定医療費（指定難病） 医療受給者証</p>	<p>転入手続きが必要になります。 県内（横浜市、川崎市、相模原市以外）からの転入の場合、受給者証、新しい住所・受給者氏名が記載された公的書類（健康保険証、運転免許証等）を持って手続きしてください。 県外及び横浜市、川崎市、相模原市からの転入の場合、必要書類については保健予防課にお問い合わせください。 また、受給者証が交付された方は、福祉タクシー利用券の申請ができます。詳しくは障がい福祉課（直通0466-50-3528）にお問い合わせください。※養護老人ホームに入所している方等は対象外となります。</p>	<p>藤沢市保健所4階 保健予防課</p>
<p>障がい者手帳・自立支援 医療受給者証（精神通院・ 更生医療）</p>	<p>身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の住所変更の届出が必要です。 障がい者手帳・受給者証・印鑑を持って手続きしてください。 ※手続きの詳細は障がい福祉課にお問い合わせください。</p>	<p>18歳以上 本庁舎2階 障がい福祉課</p>
<p>障がい福祉サービス 受給者証</p>	<p>障がい福祉サービス受給者証の住所変更の届出が必要です。 受給者証・印鑑を持って手続きしてください。</p>	<p>18歳未満 本庁舎3階 子ども家庭課</p>
<p>障がい者等医療証</p>	<p>障がい者手帳の住所変更を済ませ、健康保険証（または受給資格証明書）を持って、手続きしてください。</p>	<p>本庁舎2階 福祉医療給付課</p>
<p>成人検診等 （がん検診） （後期高齢者等健診） （成人歯科健診）</p>	<p>「成人検診のお知らせ」をご覧ください。受診を希望される方は健康増進課まで連絡してください。 ※「成人検診のお知らせ」は、健康増進課・保険年金課・各市民センターで配布しています。</p>	<p>藤沢市保健所4階 健康増進課</p>
<p>125cc 以下のバイク</p>	<p>印鑑・標識交付証明書・ナンバープレートを持って手続きしてください。 ナンバープレートを前住所地へ返納済の方は、印鑑と廃車証明書をを持って手続きしてください。</p>	<p>本庁舎4階 税制課 または 明治市民センター 遠藤市民センター 長後市民センター 湘南大庭市民センター</p>

転入された方へ

その2

児童手当	転入手続きと同時に申請ができます。前住所地での転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。児童手当は申請の翌月（月末近くの特例を除く）からの支給となります。 ※必要書類については子育て給付課にお問い合わせください。	本庁舎3階 子育て給付課 または 本庁舎1階 市民窓口センター または 各市民センター 村岡公民館
小児医療証 (対象：0才 ～中学校卒業まで)	小児医療証交付申請書をご提出ください。 ※必要書類については子育て給付課にお問い合わせください。 ※中学生の助成には所得制限がありますので、申請しても対象とならない場合があります。詳しくは子育て給付課にお問い合わせください。	本庁舎3階 子育て給付課
ひとり親家庭等医療証 (福祉医療証)	前住所地で児童扶養手当を受給していた方は受給者全員の保険証を持って手続きしてください。それ以外の方は子育て給付課へご相談ください。 ※必要書類については子育て給付課にお問い合わせください。	本庁舎3階 子育て給付課
自立支援医療受給者証 (育成医療)	前住所地で対象となっていた方は、申請が必要です。 ※必要書類については子育て給付課にお問い合わせください。	本庁舎3階 子育て給付課
未熟児養育医療券	前住所地で対象となっていた方は、申請が必要です。 ※必要書類については子育て給付課にお問い合わせください。	本庁舎3階 子育て給付課
児童扶養手当	前住所地で受給していた方は通帳・印鑑を持って手続きしてください。新たに申請をする方は子育て給付課へご相談ください。	本庁舎3階 子育て給付課 または 各市民センター 村岡公民館
特別児童扶養手当	前住所地で受給していた方の必要書類については、子育て給付課にお問い合わせください。 新たに申請する方は、子育て給付課へご相談ください。	本庁舎3階 子育て給付課 または 各市民センター 村岡公民館
ふじさわ子育てガイド	藤沢市の子育て支援(出生から就学まで)についての情報をまとめたガイドブックです。0歳から6歳までのお子さまがいるご家庭へお渡しいたします。	本庁舎3階 子育て企画課 または 本庁舎1階 市民窓口センター または 各市民センター
乳幼児健康診査	4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・2歳児歯科(2歳6か月)・3歳6か月児健康診査があります。詳細は子ども健康課にお問い合わせください。	藤沢市保健所1階 子ども健康課 または 本庁舎3階 子育て給付課
予防接種	定期予防接種は、指定医療機関で受けられます。詳細は子ども健康課にお問い合わせください。 HPV(子宮頸がん予防)ワクチンについては、健康増進課にお問い合わせください。	【お問い合わせ】 藤沢市保健所 1階 子ども健康課 4階 健康増進課 (HPV(子宮頸がん予防)ワクチンについてのみ)
妊婦健康診査費用補助券	妊婦健康診査の費用補助を受ける際に必要です。交付日以降に受ける健診が補助の対象となります。転入後、初めて受ける健診までに必ず交付を受けてください。なお、里帰り等で受診時に補助券が使用できなかった場合の払い戻しの際も未使用の補助券が必要です。	藤沢市保健所1階 子ども健康課 4階 健康増進課 (HPV(子宮頸がん予防)ワクチンについてのみ)
出生連絡票	お子さまが生まれたときに提出いただくものです。藤沢市出生連絡票をお持ちでない方は、窓口でお受け取りください。また、電子申請もできます。	
小・中学生	指定された学校以外への通学をする必要がある方は窓口で相談してください。※私立は除きます。	本庁舎3階 学務保健課
就学援助制度	各学校にある申請書を学校に提出してください。 申請については、毎年度1月末まで受け付けていますが、申請時期によって中途申請扱い(学用品費等が月割計算で支給)になります。	本庁舎3階 学務保健課 または 各学校
中学校入学準備金	中学校入学準備金については、小学校6年時に就学援助制度を申請し、認定された方に支給します。中学入学後の新入学学用品費の支給はありませんのでご注意ください。	本庁舎3階 学務保健課
小学校入学準備金	新小学1年生となる児童のいる世帯のうち、入学前の1月末までに学務保健課窓口にて申請し、認定された方に支給します(2月・3月転入者のみ、3月25日まで申請を受け付けます)。小学校入学後の新入学学用品費の支給はありませんのでご注意ください。	本庁舎3階 学務保健課

*新住所の世帯主宛に異動確認通知を送付いたします。

2020.1